

「愛川町立体育施設条例」の一部改正（三増プールの廃止）（案）について

1 条例改正に至った経緯

三増プールについては、平成3年度に開園して以来、30年余が経過し、近年では利用者が減少している一方で、開設に伴い多額の運営業務委託料や光熱水費が掛かっていることに加え、経年による施設の老朽化が進んでいることから、修繕に多くの経費を要する状況となっています。

こうしたことから、今後のあり方について検討した結果、施設の運営に係る投資対効果等を考慮し、令和5年6月30日をもって廃止するものです。

2 改正事項

「愛川町立体育施設条例」から「愛川町三増プール」に係る規定を削除するもの（愛川町三増プールを廃止するもの）

3 条例の新旧対照表

別添のとおり

4 条例施行日

令和5年7月1日

5 三増プール所在地

愛川町三増1661番地の7